

第3部 令和6年度における第3次環境基本計画に基づく施策の実施状況

第1章 すべての主体が環境保全活動に取り組む【パートナーシップ・環境教育】

【1】市民・市民団体、事業者の環境保全活動の促進

主な取り組み

(1) エコライフ推進事業

環境に関連した啓発記事を広報ひらかたへ掲載しています。ほかにも、「ひらかたみんなでE C O宣言」など環境啓発の取組みを実施するなど、N P Oや事業者などと連携・協力しながら、年間を通して環境意識の啓発に努めています。

① 環境表彰の実施

地球温暖化防止、自然環境保護、環境教育などの活動を普及・啓発するため、熱心な取組みをされている市民・事業者に対して環境表彰を行っています。

令和7年2月15日の「ひらかたエコフォーラム2025」において、枚方市環境表彰を個人1名、2団体に行いました。また、学校園環境表彰を6校園に個別に表彰しました。

<令和6年度 枚方市環境表彰・学校園環境表彰受賞者一覧>

種類	種別	受賞者名
枚方市環境表彰	個人	鎌田 繁樹
	団体	株式会社 京阪流通システムズ くずは事業部
		春日東野幼稚園
学校園環境表彰	市長賞	交北小学校
		長尾西中学校
		田口山幼稚園
	教育委員会賞	西牧野小学校
		第一中学校
		高陵幼稚園

② 節電・省エネ行動促進事業

家庭における節電・省エネ行動を促進するため、省エネ行動と省エネ意識の向上を目的として、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議との共催で、各家庭での「電気」「水道」「ガス」料金をチェックしてもらう「我が家のエコノート」事業を実施しました。

また、夏の電力需給ピーク時の家庭におけるエアコン利用を控えてもらうため、避暑空間として生涯学習市民センターなど、市関連施設を利用するよう呼びかけています。

(2) 環境保全啓発補助事業

NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議は、市民・事業者・行政がパートナーシップを形成し、環境の保全と創造についての取り組みを積極的に行うために設立された団体で、本市では、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議が実施する環境保全活動を支援しています。

令和7年3月31日現在の個人会員数は96人（正会員56人、賛助会員40人）、非営利団体会員数は17団体（正会員14団体、賛助会員3団体）、営利団体会員数は2団体（正会員2団体）です。

令和6年度は、ひらかた環境ネットワーク会議が実施する「温暖化対策事業」、「環境講座開催事業」等に対して支援を行い、「ひらかたエコフォーラム」、「自然エネルギー学校」、「くらわんか塾」を本市と共催しました。

(3) 枚方市地球温暖化対策協議会事業

市域における二酸化炭素の排出削減を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「枚方市地球温暖化対策協議会」を平成21年4月に市内事業者と本市で設立しました。

令和6年度は中小企業向け省エネセミナーを開催し6名の参加がありました。協議会会員企業に行った調査によると、会員企業のうち19社がエコ通勤に取り組んでおり、6月の環境月間及び12月の地球温暖化防止月間の温暖化防止活動の集中取り組みは、計143社が取り組みに参加しています。

また、協議会では、市のホームページやメールマガジンによる情報発信、会員事業者による出前授業・講座の実施、「ライトダウンキャンペーン」や「打ち水大作戦」への参加・協力、協議会PRイベント「環境広場」などの取り組みを実施しています。

令和6年度事業計画に基づき活動した延べ事業所数は、689社でした。

なお、会員数は、令和7年3月31日現在138社となっています。

(4) 住工共生環境対策支援事業

操業環境を維持しながら、周辺住民との良好な関係を築くことで、既存企業の定着を図ることを目的に、中小企業者が周辺住民の生活環境保全のために工場等の騒音、振動若しくは臭気を防止・軽減するための設備を新規に購入、若しくは改修し、又は建物を改修する等した場合に、一部の補助を行っています。

【2】ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進

主な取り組み

(1) 学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）事業

すべての教職員が環境について認識を深め、幼児・児童・生徒への環境教育活動に生かすため、平成18年度から学校園における独自の環境マネジメントの一環として、すべての市立学校園で市独自の「学校版環境マネジメントシステム」（S-EMS）に取り組んでいます。

S-EMSは、環境管理総括者（教育長）が策定した環境方針をもとに、各学校園において環境目標を設定し、目標に向けた行動計画を作成した上で、省エネルギー行動と学校園独自の環境保全の取り組みを実施するものとなっており、電気、ガス及び水道の使用量と二酸化炭素排出量については、S-EMSの趣旨を踏まえ、削減に取り組めます。

また、緑のカーテンや緑のじゅうたんの活用、幼稚園と近隣小中学校との連携活動、企業や市職員による環境学習講座の受講など、独自の環境保全の取り組みを実践しています。

これら各学校園のS-EMSの取り組みは、市による書類審査を行い、令和6年度は、審査の結果、全69学校園において環境目標に向けた取り組みの継続が確認されました。

(2) 持続可能な社会の実現に向けた環境教育事業

令和6年度は、市立学校園全校（69校）において、SDGsを軸とした環境教育を実施しました。また、各学校園の環境管理推進員を対象に「持続可能な社会をつくる環境教育研修会」をオンデマンド配信にて実施しました。

(3) 「ひらかたエコライフつうしんぼ」事業

環境保全への興味・関心を高めることを目的に、市内小学校4～6年生を対象とした「ひらかたみんなのエコライフつうしんぼ」を作成し、夏休みの課題として配布しています。

令和6年度は、13校の4～6年968人から、取り組んだ内容・感想などの提出がありました。毎日取り組むことで、家族ぐるみの省エネルギーの意識の向上を図ることができ、地球温暖化をはじめとする環境問題により深い関心を持つきっかけとなりました。

(4) 教職員環境教育関係研修事業

教職員に対する環境教育関係研修として、“枚方を知る”市内巡り動画研修及び理科安全管理担当者研修を実施しました。自然の大切さや環境保全の必要性をより深く学ぶ機会として、学校における環境教育の充実を図りました。

(5) 保育所等への環境出前学習の実施

令和3年3月策定の「枚方市環境教育行動計画」基本目標の一つとしてそれぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習の実施を進めるため、市民団体、市民及び市職員が講師となって保育所（園）・幼稚園で環境出前学習を実施しています。

令和6年度は、パッカー車体験、エコレンジャーショー、はがきづくり、エコ免許証の4つのメニューの出前学習を保育所（園）・幼稚園で計49回を実施し、延べ4,377人の園児が参加しました。

＜環境出前学習 メニュー＞

メニュー	内容
パッカー車体験	・紙芝居「3つのお約束」の実施 ・パッカー車でのごみの収集体験
エコレンジャーショー	・環境破壊から地球を守る「エコレンジャーショー」の開催 ※パッカー車体験または紙芝居「3つのお約束」と同時開催
はがきづくり	・紙芝居「みるくくんのだいへんしん」の実施 ・牛乳パックからはがき作り
エコ免許証	・紙芝居「ちきゅうとのおやくそく」の実施 ・イラスト入りエコ免許証の発行

（6）市民向け環境講座の実施

ひらかた環境ネットワーク会議が実施する環境講座に対して補助を行い、令和6年度は31回の環境講座を開催しました。環境講座の実施を通して、生涯学習の一環としての環境教育・環境学習を推進しました。

＜令和6年度の環境教育・環境学習＞

イベント名	回数	内容
環境ティールーム	8回	身近な環境について気軽に意見交換を行い、環境について考える機会を創出
環境ミニ講座	8回	普段の何気ない暮らしの中でのエコなくらしのヒントを持ち帰るための講座
自然エネルギー学校	1回	再生可能エネルギー導入施設の見学や座学、意見交流など実施
環境くらわんか塾	4回	「ひらかたアッチッチサミット」を計4回開講し、基調講演やワークショップにより、座学や意見交換など実施
MY ゴーヤ	10回	温暖化防止活動の一環として、ゴーヤを栽培し、緑のカーテンを作るための講習会

（7）環境副読本の作成

子どもたちの環境に対する関心を高め理解を深めるため、小学4～6年生を対象とした環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成しています。この副読本には本市のごみの話や環境の現状、地球環境の保護、環境出前授業などを掲載しています。

令和4年より、教育現場のICT化に対応するためデジタル版として副読本の作成を行っており、令和6年4月には最新版のデジタル版副読本を市内小学校4～6年生に向けて公開いたしました。

(8) 中央図書館エコライフコーナーの充実

中央図書館4階フロアに3R（リサイクル、リユース、リデュース）に関する図書を集めた「エコライフコーナー」を常設しています。

令和6年度は、エコライフコーナーに260冊を配架したところ、貸出冊数は401冊となり、市民の環境保護理解に役立つ読書活動を支援しました。

【3】環境コミュニケーションの推進

主な取り組み

(1) 環境情報コーナーの運用

市民が環境への理解を深め、気軽に環境に配慮した行動に取り組めるよう、環境情報の発信、環境教育、環境啓発の拠点として、サプリ村野2階に「環境情報コーナー」を設置しています。環境に関する図書の閲覧や、枚方で見ることができる昆虫の標本や天野川の魚の水槽展示、自転車発電体験などを行っています。また、ゲーム感覚の走行体験により環境にやさしいエコドライブを学ぶことのできるエコドライブシミュレーターなども常設しており、環境にやさしい行動や取り組みなどを楽しく学ぶことができます。

令和6年度は、3,516人が環境情報コーナーを利用しました。

(2) 地球温暖化対策に関するポータルサイトによる情報発信

本市ホームページにおいて、地球温暖化に関するポータルサイトの作成による情報発信として、様々な情報を集約したポータルサイトを作成し、平成31年3月に公開しました。

今後もポータルサイトを通じて省エネ施設の導入情報等、温暖化対策に資する情報の提供を行います。

(3) 「ひらかたの環境（環境白書）」・「環境データ集」の発行

「ひらかたの環境（環境白書）」は、本市の環境の状況や環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等をお知らせすることにより、環境問題に関する理解を深め、市民・事業者の取り組みを促進することを目的に、毎年度発行しています。

また、市内の河川の水質や大気の状態を継続的に監視し、年度ごとに調査結果を取りまとめ「環境データ集」として公表しています。

いずれも、市役所別館6階の行政資料コーナーにて縦覧できるほか、市内図書館で貸し出しを行っています。平成22年版以降の「ひらかたの環境（環境白書）」・「環境データ集」は市のホームページに掲載しています。

第2章 脱炭素化を推進するまちをめざす【地球環境】

【1】省エネルギー・省CO₂活動の促進

主な取り組み

（1）デコ活普及啓発推進事業

国民運動「デコ活」の取り組みを幅広い世代に呼びかけ、市域の家庭部門から排出される温室効果ガスを削減するため、各イベント等で啓発活動を推進しています。

令和6年度は、ひらかた環境ネットワーク会議と連携し、562の方がエコ宣言を行いました。

（2）市役所エコオフィス推進事業

① 本市の環境マネジメントシステムについて

本市では、環境保全に率先して取り組むための一つ的手段として、平成13年度から平成24年度にかけて、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得、継続し、環境保全の取り組みを推進してきました。そのなかで、環境マネジメントのノウハウを習得するとともに、職員の環境意識の高まりやエネルギー使用量の削減に向けた取り組みが定着してきたことから、環境保全活動の一層の推進とさらなる事務の効率化を図ることを目的に、本市の組織体制や活動に適した独自の環境マネジメントシステムに切り替え、平成25年度から「枚方市環境マネジメントシステム」(H-EMS)を運用しています。

② 枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)の概要

H-EMSは、本市の環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー・省資源の取り組みを推進するため、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)を行いながら、継続的に取り組む本市独自のマネジメントシステムです。

「第3次枚方市環境基本計画」や「枚方市地球温暖化対策実行計画」に基づく施策・事業の進捗管理のほか、「枚方市エコオフィスに関する取り組み指針」に基づくエネルギー管理やエコオフィス活動についても、システムの年間スケジュールに組み込むことにより、本市の環境配慮活動を総合的にマネジメントしています。

⇒第4部資料編P73～74：令和6年度の環境マネジメントシステムの運用

③ 市役所における地球温暖化防止庁内対策事業

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の事務事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制対策を推進するため、令和5年3月に「枚方市役所CO₂削減プラン(2023～2030年度)～枚方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～」を策定し、令和12(2030)年度に温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン)を平成25年度比で51%削減することを目標に掲げて取り組みを行っています。

ア. 市役所の温室効果ガス排出量

令和6年度の市役所の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は34,816t-CO₂で、基準年度である平成25年度と比較すると17.2%の削減となりました。

<令和6年度エネルギー消費量実績>

項目	排出量(t-CO ₂)
事務及び事業に係る温室効果ガスの総排出量	34,816

項目	使用量実績(TJ)
電気使用量	669
都市ガス使用量	116
LPG使用量	4.02
灯油使用量	0.74
軽油使用量	3.85
重油使用量	1.02
ガソリン使用量	3.49
エネルギー消費原単位総量	0.990(GJ/m ²)

④ 公共工事における環境配慮

公共工事において、環境配慮型（低排出ガス・低騒音・低振動型）の建設機械の使用を行うとともに、建設リサイクル材の利用や土砂、砕石、アスファルト合材などの建設資材の再資源化を推進しています。

令和6年度も引き続き、工事発注時に環境に配慮した仕様書や設計書を作成するとともに、工事に際しては、再生材の利用、再資源化、環境配慮型建設機械の使用を実施しました。

⑤ 環境にやさしい公用バイク導入事業

平成22年12月に電動バイク15台を公用車として導入しました。

令和6年度は、電動バイク13台を市役所、教育委員会、中央図書館、東部資源循環センターで継続して活用しています。

⑥ エコ通勤普及促進事業

環境にやさしいまちづくりを進めるため、環境負荷の少ない交通手段として、電車・バス等の公共交通機関の利用や自転車、徒歩通勤を促進しています。

枚方市地球温暖化対策協議会の会員にアンケートを行った結果、令和6年度は、独自の通勤制度等でエコ通勤に取り組む企業が19社あり、マイカー通勤の禁止・制限、公共交通機関利用促進、通勤バスの運行等を行っていました。

また、職員の通勤時における公共交通機関の利用を促進するため、6月と12月のノーマイカーデーを含む1週間をエコ通勤ウィークとして設定し、市職員に可能な範囲での公共交通機関等の利用等を呼びかけました。

(3) 市役所におけるグリーン購入の推進

環境に配慮した物品の購入・利用を進めるため、平成14年12月に「枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針」を策定し、市役所の事務及び事業を執行する上で必要な物品等について、環境に配慮した物品を選定するよう取り組みを進めています。平成15年度からは「グリーン購入実施行動計画」に基づき、毎年度目標を設定し、グリーン購入の推進及び、実績の管理を行っています。

令和6年度は、95.0%の物品について、環境に配慮した物品を購入しました。

(4) 道路照明灯LED化事業

消費電力の削減による環境負荷の軽減を図るため、市で管理している約3,200基の道路照明灯について、リース方式によりLED化を進め、合計2,444基のLED化を行いました。残存のデザイン灯については、電球交換が生じた際にその都度LED球に交換するなどの対応を行っています。

(5) 建築物省エネ法の運用

平成29年4月1日に施行された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を適切に運用することにより、建築物のエネルギー性能向上に寄与します。

【2】再生可能エネルギーの普及促進

主な取り組み

(1) 再生可能エネルギー導入等推進事業

① 公共施設への太陽光発電施設の導入

再生可能エネルギー利用促進のため、公共施設において太陽光発電を行っています。発電した電気を施設内の設備で使用しているほか、一部の公共施設では売電を行っています。

なかでも本市が所有する最も大きな太陽光発電設備である枚方ソラパは、太陽光発電の普及拡大を図るとともに、温室効果ガスの削減を目的に、リース方式で淀川衛生事業所内の空きスペース 6,999 m²に設置され、平成 25 年 7 月から稼動しています。

本施設は環境教育に活用するとともに、売電収入によりリース料をまかない、差し引いて得た収益を地球温暖化対策事業に活用しています。令和 6 年度の年間の発電量は一般家庭約 165 世帯の年間消費電力量に相当する 593,546kWh でした。

令和 6 年度の公共施設に設置している太陽光発電設備の規模は合計 1,171.43kW、発電量は一般家庭約 309 世帯の年間電気使用量に相当する約 1,053,999kWh でした。

令和 8 年度内の開校に向け取り組んでいる「禁野小学校新校舎整備事業」においては、令和 5 年度に実施設計を行い、20kW の太陽光発電設備を設置します。令和 6 年の 7 月より新校舎の建設工事を進めています。

⇒第4部資料編 P74：各施設の発電量

② 東部清掃工場・穂谷川清掃工場におけるごみ発電

穂谷川清掃工場及び東部清掃工場において、ごみ焼却処理に係る環境負荷を低減するとともに、廃熱を利用した発電を行います。

令和 6 年度は自主管理基準値を遵守し、32,334MWh の発電を行いました。

＜令和6年度における穂谷川清掃工場・東部清掃工場での発電量＞

	発電量 (MWh)	発電した電気の使用方法
穂谷川清掃工場	7,404	場内電気使用設備の電力、売電
東部清掃工場	24,930	場内電気使用設備の電力、売電

(2) ひらかたゼロカーボン推進事業

① ひらかたゼロカーボン推進補助金

枚方市域全体に地域脱炭素の取組を拡げていくために、地域脱炭素につながる手法を市民・事業者が家庭や事業所内で実践できるよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）や市環境基金を活用した「ひらかたゼロカーボン推進補助金」を創設し、再エネ普及や省エネ促進のほか、ゼロカーボンドライブやごみ減量に関する取組支援を一体的に行います。

令和 6 年度は、補助金による再エネ普及、省エネ促進により累計で 292t-CO₂/年の二酸化炭素削減効果がありました。

② 効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入

市役所で使用する電力の再生可能エネルギーへの移行に向け、スケールメリットをいかした一括購入やPPAモデル（第三者所有モデル）など様々な手法を活用した再エネ・省エネの取り組みを推進します。

令和6年度は、事業手法のサウンディング調査結果や令和5年度の太陽光発電設備の可能性調査を踏まえ、「電気の一括調達」「LED改修」「PPA事業」を一体のものとしてプロポーザル方式による公募を行い、附属機関の審査を経て事業者を選定しました。

③ ため池を活用したモデル事業

脱炭素社会の実現に向けた取組のモデル事業として、市内のため池にフロート式太陽光発電設備を設置し、市内の施設へ供給することで再生可能エネルギー電力の「地産地消」を実現し、さらに水面貸しによる賃料収入をため池の維持管理の財源として活用することで、温暖化対策と農業振興など地域課題の同時解決につなげます。

令和6年度は、オフサイトPPAによる招提新大池及び今池の活用に係る発電事業者、需要家、市等による協定を令和6年4月11日に締結した後、フロート式太陽光発電設備を設置し、発電を開始しました。

【3】気候変動の影響に対する適応策の推進

主な取り組み

(1) 水を活用した暑気対策事業

市街地における夏の暑さを緩和する取り組みを行うとともに、電気に過剰に頼らない暑さ対策を普及・啓発しています。

令和6年度は、7月22日（8月27日は台風のため中止）にふれあい通りで打ち水を実施したほか「クールダウン・枚方～みんなで打ち水大作戦2024～」として、市内各所での一斉打ち水を呼び掛けました。

(2) 緑のカーテン事業

緑のカーテンは、つる性植物で作る自然のカーテンで、日ざしを和らげ、室温の上昇を抑える効果があります。

本市では、平成19年度から緑のカーテンコンテストを実施し、さらに平成21年度から緑のカーテンモニター事業として取り組む市民を募集し、ゴーヤの苗を配布しています。

令和6年度は、モニター参加者が210人、コンテスト参加が202件あり、そのうち優れた8件（企業・学校部門で4件、個人部門で4件）の取り組みを表彰しました。

また、保育所や生涯学習市民センターなど市民が多く利用する市内公共施設にゴーヤの苗を配布し、緑のカーテンの普及・啓発を図りました。

<令和6年度 緑のカーテンコンテスト受賞者一覧>

種類	種別	受賞者名
個人	最優秀賞	宮川 八州美
	優秀賞	山田 清
	優秀賞	市田 健成
	優秀賞	豊田 かほる
団体	最優秀賞	枚方信用金庫 家具町支店
	優秀賞	株式会社くらこん枚方工場
	優秀賞	枚方信用金庫 長尾支店
	優秀賞	摂南大学

(3) 地域防災推進員育成事業

各校区自主防災組織の選出者と一般公募による参加者を対象に、防災に関する知識と技能を習得するための外部講師による座学や、消防吏員の指導による救出・救助用資機材や消火器の取扱い方法などの実技を行う、地域防災推進員育成研修会を開催しました。

令和6年度は令和5年度同様、参加者を各校区から1人としたうえで実施し、研修修了者は累計905人となりました。

第3章 自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす【自然環境】

【1】生態系の保全

主な取り組み

(1) 森林環境保全事業

間伐などの森林整備を行うとともに、木材利用や普及啓発につながる事業などを実施し、森林環境保全事業を推進します。

令和6年度は、森林整備方針を踏まえ間伐などの森林整備を実施しました。

(2) 森林ボランティア育成事業

里山保全に関する講義と実習で構成された「里山講座」を実施することにより、里山の現状や里山保全の知識、樹木観察のノウハウなどを学び、市域の里山保全に携わる「森林ボランティア」の育成に取り組んでいます。

令和6年度は、里山楽校（全9回）を開催し、6人が所定の課程を修了されました。

(3) 里山保全推進事業

津田地区の森づくり委員会の開催や里山関連イベント等を実施し、里山保全の取り組みを進めています。

令和6年度は津田地区での森づくり委員会を1回開催しました。

また、東部資源循環センターで開催している環境フェスタ「氷室ふれあい里の駅」にて、里山保全活動写真の展示を実施しました。

(4) 里山保全活動補助事業

第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山を保全するため、「枚方市東部地域里山保全基金」を設置しており、令和7年3月31日現在の残高は4,038,791円です。

令和6年度は、基金を活用し、里山保全活動団体3団体に枚方市里山保全活動補助金を交付し、竹等の間伐や下草刈りなどの活動に必要な経費の一部を支援しました。

(5) 農業被害対策事業

農業被害とともに、人的被害が発生しないよう、地元と連携し、防護柵の設置等への補助を実施するなど、イノシシ対策を行っています。

令和6年度の有害鳥獣（イノシシ）の捕獲頭数は52頭、農業被害額は646,908円となりました。

(6) ふるさと生き物調査の実施

市域の自然環境の特性や野生動植物の現況と経年変化を把握するため、昭和63年から平成元年にかけて第1回自然環境調査「枚方ふるさといきもの調査」を実施しました。以降、概ね10年ごとに全域調査を、その間、概ね5年目に補完調査を実施しています。

令和4年度から5年度にかけて、全域調査となる第7回自然環境調査を実施し、令和5年度は、市民調査会（28回、延べ112名）、公開調査会（8回、延べ253名）の参加がありました。

⇒第4部資料編P63～68：確認種

(7) 特定外来生物の防除

「大阪府アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマの防除を行っており、捕獲頭数は年々増加しています。市民から被害の相談があった場合には、捕獲器を貸し出すとともに、捕獲後は、大阪府に措置を依頼しています。令和6年度は171頭を捕獲しました。

(8) 有害鳥獣の捕獲許可

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、有害鳥獣の捕獲許可を行っています。令和6年度の有害鳥獣の捕獲許可は141件でした。

【2】緑の保全と創出

主な取り組み

(1) 緑化推進事業

緑化推進を主体的に担う市民の意識の醸成と持続的な活動につながる担い手の育成を図るとともに、市民や市民団体、事業所など多様な主体と連携し、持続可能で効果的な緑化の取り組みを進めています。

令和6年度は、市内福祉関係施設3か所で高齢者が育てた花苗を公園に植栽する「花いっぱい健康づくりプロジェクト」を実施するとともに、「緑化活動団体支援補助金」による緑化活動団体の支援、新生児誕生記念苗木の配付、公園アダプトで175団体による特色のある公園づくり等を行いました。

<令和6年度に実施した緑化推進イベント・講習会等>

イベント・講習会名	日程	内容
菊花展	10月23日～11月11日	公共施設及びニッペパーク岡東中央などに小中学校の有志団体6団体、小中学校36校、幼稚園1園、個人188点の出展菊を展示。
小菊栽培講習会	5月～10月（全6回）	市民や公園アダプト活動団体を対象に小菊の育てる技術を学ぶ講座を開催。
みどりの講習会	3月28日	現在花いっぱい運動で積極的な活動を行っている団体を紹介する等、花壇管理のスキル向上を目的に講習会を開催。
花を育てる園芸講座	9月～3月（全3回）	花を種から育てる方法や地域の緑化活動を学習・体験する講座を開催。

＜令和6年度に実施した緑化事業＞

事業名	内容
花いっぱい健康づくりプロジェクト	年2回、福祉施設等3施設にて種から花を育成し、公園アダプト活動団体へ育成した花苗を譲渡。
花いっぱい運動	年3回、希望する公園・緑地等61か所に花苗を配付。
	年2回、希望する公立保育所・幼稚園・小中学校（全36学校園）に花の種子を配付。
新生児誕生記念苗木配付事業	885人の新生児に誕生苗木を配付。
花と緑のまちづくり事業	3箇所の施設に対して緑化整備費の補助を実施。
緑化活動団体支援事業	2団体に対して活動費の補助を実施。

（2）市道緑化推進事業

まちなかの緑地空間を創出するため、市道における街路樹の整備や維持管理を行っています。

令和6年度は都市計画道路（北山通線）における街路樹の整備推進、及び、整備済みの街路樹について、剪定・除草を実施しました。

（3）地産地消推進事業

地元農家が栽培・収穫した新鮮な野菜を直接市民に販売する、「ふれあい朝市」の開催を支援しています。市内各地で定期的で開催されており、令和6年度は、9の直販団体が531回開催しました。

また、枚方市産農産物を学校給食へ供給することにより、子どもたちへの食育を推進するとともに地産地消を促進し、地域農業の振興を図っています。令和6年度の学校給食に使用した市内農産物の品目数は16品目です。

⇒第4部資料編 P75：市内農産物の学校給食への利用実績

（4）エコ農産物普及促進事業

環境にやさしい農業を推進するため、「大阪エコ農産物」の普及を図っています。大阪エコ農産物の普及・拡大に向け、販売会の実施や、認証を受けた農産物のほ場に掲示するための看板を配布しました。

平成11年度から、レンゲ草を有機肥料として使うことにより、施肥量の軽減を図ることができる「レンゲ栽培米」に取り組んでいます。平成22年度からは、大阪エコ農産物認証を得て、農協ブランド「しあわせのれんげっ娘」として販売されています。レンゲ栽培は、環境にやさしい農業を推進することにより、市民により安心して安全な農産物を供給するとともに、付加価値を付けることで農業振興に寄与することを目指しています。また、景観美を楽しんでもらえることで、農業への親しみを覚えてもらえるものと期待されます。

また、99の農家が、大阪エコ農産物承認申請（集団申請）を行い、エコ農産物認証申請栽培面積は約32.2haでした。

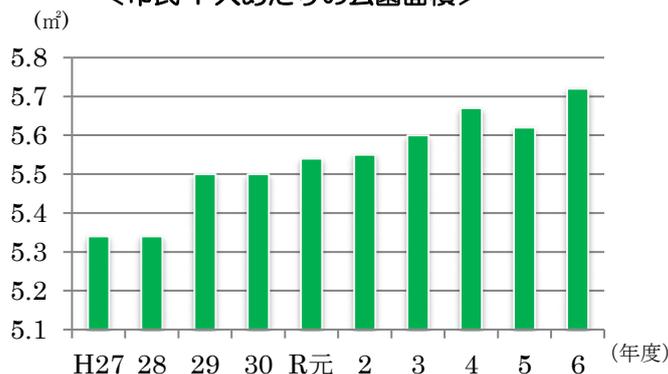
(5) 都市公園等維持管理事業

休息・レクリエーションの場、コミュニケーションの場として潤いを与えてくれる公園は、緊急時の避難場所としての機能も持っており、その役割は重要です。

緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を図るため、都市における緑とオープンスペースの果たす多様な機能に着目し、公園及び緑地を計画的かつ効果的に整備し、緑の保全及び創出を図っています。また、緑化に関する誘導、整備等についても進めています。

令和7年3月31日現在、518か所224.48haとなり、市民1人あたりの面積は5.72㎡で、この面積は、全国の1人あたりの整備面積10.9㎡（令和4年度～）と比較すると低い水準ですが、大阪府の5.91㎡（令和4年度～）と比較すると同水準にあります。また、公園の種類別にみると、街区公園と広域公園は比較的整備が進んでいますが、その他の公園についても、今後、整備を進めていきます。

＜市民1人あたりの公園面積＞



⇒第4部資料編P77：都市公園の種類及び整備状況

(6) 公園整備事業

市民が日常生活の中で自然と親しめる場を確保するため、駅前花壇や公園等で草花や花木の植栽など、まちなかの公園整備を進めています。

令和6年度は、公園花壇や駅前花壇で草花の植栽を実施しました。

【3】自然とのふれあいの場の確保

主な取り組み

(1) 自然保護啓発事業

自然環境を身近に感じ、大切にする心を育むため、児童とその保護者を対象とした水生生物や昆虫、植物などの自然観察会を実施しています。

① 水辺の楽校^{がっこう}

天野川に生息する生物を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、「水辺の楽校」を大阪府枚方土木事務所との共催で、枚方いきもの調査会の協力を得て実施し、水生生物の観察や水質調査などを行っています。

令和6年度は、7月20日に実施し、児童・保護者57人の参加がありました。

② ビオトープ観察と自然工作

自然を大切にすることを目的に、枚方いきもの調査会の協力によって実施し、サプリ村野内のビオトープ周辺の樹木の葉っぱ・樹皮・果実などを観察。どんぐり・木の実等を採集し、それらを使用した工作体験を行っています。

令和6年度は8月25日に実施し、児童・保護者32人の参加がありました。

③ 秋の穂谷昆虫教室

野外活動センター周辺の穂谷地区において、生息する昆虫を観察し、自然環境の大切さを学ぶイベントとして、高槻市立自然博物館、枚方いきもの調査会の協力で実施し、昆虫の採集・観察や解説などを行っています。

令和6年度は9月14日に実施し、児童・保護者36人の参加がありました。

④ 葉っぱの観察と工作

自然とふれあい、知識を深め、自然を大切にすることを目的に、枚方いきもの調査会の協力によって、サプリ村野内に生えている樹木の葉っぱを採集し、採集した木の葉の解説や木の葉を使った工作などを行っています。

令和6年度は10月12日に実施し、児童・保護者32人の参加がありました。

⑤ 冬の天の川観察会

冬の天野川に生育する植物等の観察と採集、葉っぱや木の実を使った工作などを通じ自然環境の大切さを学ぶイベントとして、ひらかた環境ネットワーク会議の協力のもと実施しています。

令和6年度は12月14日に実施し、児童・保護者22人の参加がありました。

⑥ 自然環境を考える講演会

枚方に残る身近な自然や野生動物等の話を通じ、自然保護についての意識高揚を図ることを目的に、講演会を開催しています。

令和6年度は令和7年3月15日に開催し、36人の参加がありました。

(2) 野外活動センター活用事業

野外活動センターにおいて、野外活動を通じて子どもたちの生きる力を育むため、学校利用の促進を図るとともに、自然学習や活動プログラムの拡充を図っています。

令和6年度は枚方市立小中学校で計23校の利用がありました。

(3) プレーパーク推進事業

香里ヶ丘地区のまちなかに残された貴重な斜面緑地を活用し、子育て環境の充実と地域コミュニティの活性化を目的に、子供の冒険遊び場であるプレーパークを毎月1回実施しています。

令和6年度は、年13回の実施で約1,400人の参加があり好評を得ました。

(4) 東部清掃工場の緩衝緑地の保全・整備

大阪府アドプトフォレスト制度を活用し、これまで民間事業者による環境保全活動を行ってききましたが、5年の協定期限を迎え、令和6年8月7日付けで2期目として協定の更新が行われ、引き続き雑草処理や散水、危険木の伐採等の里山保全に努めました。

また、令和6年4月11日付けで新たな民間事業者と環境保全活動協定を締結し、春と秋に竹林の伐採などの活動を開始しました。

引き続き企業の環境保全活動を奨励・支援するとともに、所管用地の森林整備について効率的、効果的な維持管理に努めていきます。

(5) 学校ビオトープ池整備事業

児童・生徒が身近に生き物と触れ合い、自然の美しさ・生命の尊さに気づき、地域の自然と共存していく大切さを学ぶことを通して環境教育を推進するため、10の市立小・中学校において学校内に設置したビオトープ池の維持管理を行っています。

第4章 環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす【資源循環】

【1】廃棄物の発生抑制

主な取り組み

(1) ごみ減量化啓発事業

① 4R啓発事業

ごみの減量に向けた4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の普及・啓発事業を推進しています。とりわけ、リフューズとリデュースによるごみの発生・排出の抑制を中心に、リユース、リサイクルについても周知・啓発を実施しています。

令和6年度は、生ごみの水切り、食品ロスの削減等に向けたキャンペーン活動を実施しました。

② 環境教育・環境学習事業

ごみ減量についての学習として小学校4年生に対して、職員が小学校へ出向き出前授業を行っています。令和6年度は、「ごみとリサイクルの話・パッカー車収集体験」を36校で実施し、4,356人の児童が学習しました。

また、保育所（園）・幼稚園の園児3,657人に対しては、紙芝居を使って、「食べ残しをしないことや後片付けをしてものを大事にすること」、「ごみは同じ仲間に分けて捨てることについて」の環境学習を行いました。

③ ひらエコまつり（旧 ごみ減量フェア）

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、市民団体等と連携して、穂谷川清掃工場敷地内において11月3日にひらエコまつりを開催しました。約3,000名の来場者数があり、フリーマーケットや粗大ごみの中から再使用可能なものをリユース品として市民に提供したほか、陶器譲渡会や「ひらかた夢工房」で活動している市民ボランティアによるそれぞれの催しを実施しました。

④ 環境サステナブルアワード開催

ごみの減量化などの環境についての関心と理解を深め、各家庭で積極的に取り組んでもらえることを目的に、「環境サステナブルアワード」を実施しました。令和6年度の参加総数は、843件あり、10名に対して賞を授与しました。

⑤ 生ごみ堆肥化啓発事業

生ごみの堆肥化を促進するために、NPO法人に委託し、コンポスト容器や有用微生物群（EM; Effective Micro-organisms）を用いた生ごみ堆肥化モニターの募集と講習会を行っています。

また、より簡易に生ごみの堆肥化に取り組めるよう、ダンボールを使用した生ごみ堆肥化の講習会を開催しています。

令和6年度は、コンポスト貸与・EMモニター事前講習会及び生ごみ堆肥化・土づくり講習会を2回開催しました。

<令和6年度コンポスト容器等モニター貸与数と生ごみ堆肥化啓発人数>

制度の種類		令和6年度実績値 (世帯数)
モニター 貸与	コンポスト容器	10
	EM容器	—
	ダンボールによる堆肥化	—

(2) 清掃工場見学等環境啓発事業

令和6年度における東部清掃工場の工場見学は、小学校38校、一般17件、3,442人の見学を受け入れました。

また、子ども服・おもちゃのリユースと工場見学を組み合わせたイベントを開催し、337名が来場、そのうち62名が工場見学に参加しました。

東部清掃工場のイベント「環境フェスタ 氷室ふれあい里の駅」を開催し、287名が来場され、そのうち52名が工場を見学されました。

(3) 家庭系ごみ有料化の検討

ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量への努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、家庭系一般ごみの有料化について検討を進めています。

他市の有料化実施状況等の情報収集を行うなど、検討を進めました。

【2】リサイクルの促進

主な取り組み

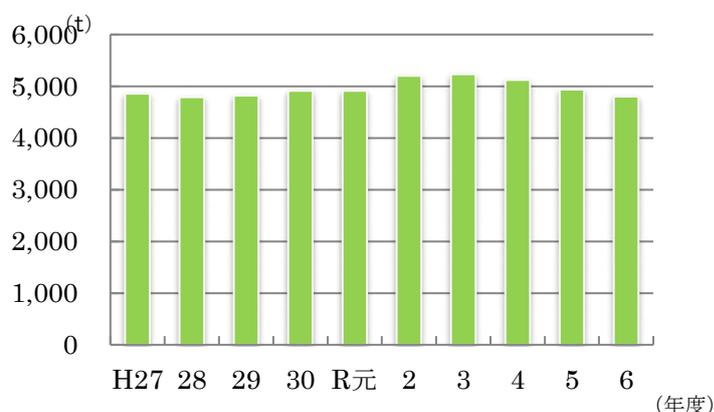
(1) ごみ資源化事業

① ペットボトル・プラスチック製容器包装分別収集事業

枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市により、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、ごみの減量と再生資源の利用を図ることを目的に、「北河内4市リサイクル施設組合」が設立され、ペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行う北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」が完成し、全市域での分別収集を行っています。

令和6年度は約4,800トンを集集し、北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」で中間処理（選別・圧縮梱包）を行いました。

＜ペットボトル・プラスチック製容器包装分別収集量＞



② 古紙の行政分別回収

リサイクル可能な紙類（新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ）の行政分別回収を令和元年6月から実施しています。令和6年度は新聞紙283,190kg、段ボール607,690kg、雑誌・雑がみ470,150kg、合計1,361,030kgを回収しました。

③ 学校給食の牛乳パックリサイクル事業

令和4年2学期より、学校給食牛乳パックについて破碎洗浄を行い資源の有効利用を図るため、令和6年度は、約46トンのリサイクルを実施しました。

④ 小型家電リサイクル事業

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済小型家電の適正処理や資源の有効利用の確保を図るため、小型家電リサイクルの実施に取り組んでいます。令和6年度は、89.81トンの使用済小型家電をリサイクルしました。

(2) 資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業

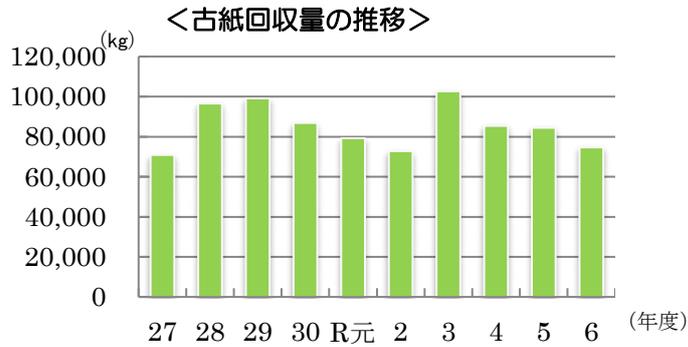
資源ごみや粗大ごみの持ち去り行為を条例で規制するとともに、市民からの情報提供を活用した巡回パトロールの強化や制度の周知・啓発を行い、持ち去り行為の防止を図っています。

令和6年度は、3台のパトロール車で、延べ665回のパトロールを実施しました。

(3) 古紙回収事業

市役所本庁舎内から排出される廃棄物を減量するため、平成12年1月から各職場にあったごみ箱を撤去し、各フロアに「ごみステーション」を設置しています。

また、毎月第2、第4木曜日を「地球温暖化防止行動デー」として、職員が分別した古紙の回収を行っています。令和6年度は74,670kgの古紙を回収しました。



（4）廃棄文書のトイレトペーパー化事業

保存期間の過ぎた廃棄文書は、古紙として再生工場に搬入し、トイレトペーパーなどにより、再資源化を図っています。

令和6年度も保存期間を満了した公文書を古紙再生処理工場に搬送、処理するため、年度前半から分別等の準備作業を進め、年度内に4回に分けて、搬送、処理を行いました。

（5）廃油リサイクル事業

学校給食調理場から排出される揚げ物に使った後の廃油のリサイクルを行っています。令和6年度は共同・親子調理場の廃油約18.1トンバイオディーゼル燃料用に（令和2年度より開始）、単独調理場の廃油約17.2トン液体純石鹼の原料として、リサイクル業者に引き渡しました。廃油リサイクル量の合計は約35.3トンです。

（6）図書リサイクル事業

資源の有効利用を図るため、図書館で除籍した図書や雑誌を、希望者に無償で提供するコーナーを常設しています。

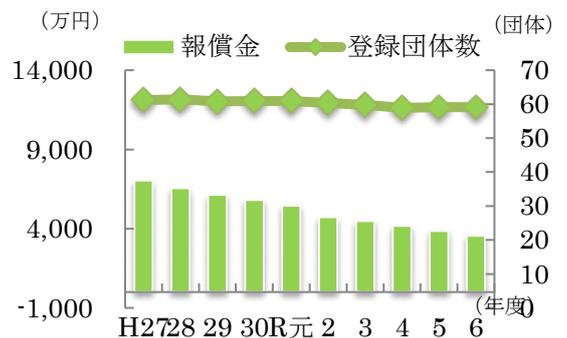
令和6年度は、不要図書36,245冊を団体や市民に譲り渡し、生涯学習の推進と除籍資料の有効利用や再利用につなげました。

（7）再生資源集団回収報償金制度運用事業

平成6年度から、ごみ減量の促進とごみ問題の意識向上を図るため、子ども会や自治会などの団体が再生資源（古紙、古布等）の回収を自主的に行っている集団回収に対して報償金を交付しています。

令和6年度の登録団体数は591団体、集団回収量は約8,873トン、報償金額は約3,544万円でした。

＜再生資源の集団回収に対する登録団体及び報償金＞



【3】廃棄物の適正処理の推進

主な取り組み

(1) 新ごみ処理施設整備事業

京田辺市と連携を図りながら、枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備が行えるよう取り組みます。

令和6年度は、枚方京田辺環境施設組合による新ごみ処理施設の建設工事が開始予定どおり進められました。

(2) 東部清掃工場焼却施設長寿命化に係る整備改良事業

東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づき、第1期工事（基幹的設備改良事業）を令和3年度から7年度までの5ヶ年の計画で実施しています。

令和6年度は、第1期工事（基幹的設備改良事業）の4年目にあたり、当該年度の工事及び循環型社会形成補助金の交付手続きを行いました。

(3) 事業系ごみ減量指導事業

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例に基づき、事業活動に伴って月平均2.5トン以上の一般廃棄物を排出する者（多量排出事業者）に対して、事業系ごみの減量及び適正処理を促進するため、一般廃棄物管理責任者の選任や事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めるとともに、事業所への立入を行い、事業系ごみの排出状況の確認やごみ減量のアドバイス等を行っています。

令和6年度は、多量排出事業者80事業所に対して、一般廃棄物管理責任者の選任や事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求め、立入検査を行うなど、事業系ごみの減量指導を実施しました。

(4) 産業廃棄物指導等事業

産業廃棄物の適正処理について指導を行うため、産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）及び廃棄物処理施設等に係る申請に対し、許可審査と立入検査を実施しています。

令和6年度は、許可を3件、立入検査を23件実施しました。

⇒第4部資料編 P81～83：市内で排出される産業廃棄物の状況及び処分量

<令和6年度における産業廃棄物処理業等の許可事業所の状況>

	許可の内容	事業所数
産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）	11
	うち、優良産廃処理業者	2
	特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）	3
産業廃棄物処分業	産業廃棄物処分業	13
	うち、優良産廃処理業者	4
	特別管理産業廃棄物処分業	1
	うち、優良産廃処理業者	1
廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設	9
	一般廃棄物処理施設	3

(注) 優良産廃処理業者とは、遵法性、透明性及び環境配慮等の優良に係る基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者をいう。

(5) 清掃工場運営管理事業

穂谷川清掃工場・東部清掃工場において、環境法令の基準値及び自主管理基準値を遵守し、搬入されたごみの適正な処理を行いました。

第5章 健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす

【都市環境・生活環境】

【1】人と環境に配慮したまちづくりの推進

主な取り組み

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価とは、開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者が事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度です。

本市では、平成5年10月1日（平成27年12月14日全部改正）から枚方市環境影響評価条例を施行しています。

また、同条例第36条に基づき枚方市環境影響評価審査会を設置し、市長の諮問に応じて、環境影響評価に関する重要事項を調査・審議しています。

(2) 環境影響評価制度の運用

事業者が開発行為等を実施するにあたり、環境に配慮した開発へ誘導するために、「枚方市環境影響評価条例」を適正に運用します。対象となる事業は、規模が大きく、周辺の環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれがあるものとして、条例で定める事業であり、令和7年3月31日現在、環境影響評価が実施された事業は16件です。

⇒第4部資料編 P78：環境影響評価条例に基づく事業一覧

(3) 公共交通利用促進（モビリティ・マネジメント）事業

市民・事業者等と連携・協力し、公共交通の利用促進と環境にやさしい交通体系の確立に向けた取り組みを推進しています。

令和6年度は、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議の協力を得て、公共交通が環境に優しく便利であることをPRするために、バスや鉄道路線をわかりやすく表示した「ひらかた交通タウンマップ」を10,000部作成し、市内公共施設に配架するとともに、市内転入者へ配布しました。また、「ひらかた交通タウンマップ」を使用し、路線バスを乗り継いで市内の名所などを巡るイベント「バス！のってスタンプラリー」を10月5日に実施しました。

令和6年度から、公共交通の将来の担い手を育成する次世代育成事業として、バス営業所で洗車や整備等の様子を見学する「バスバックヤードツアー」を、令和7年1月25日、26日に実施しました。

(4) 幹線道路整備事業

交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境を確保するため、市域の東西幹線道路である牧野長尾線や中振交野線、御殿山駅と小倉東町地区を結ぶ御殿山小倉線、市東部地域の補助幹線道路である長尾杉線の整備を進めています。

＜令和6年度の取り組み内容＞

路線名	取り組み内容
牧野長尾線	用地再取得（土地開発公社）、整備工事
御殿山小倉線	整備工事
中振交野線	用地再取得（土地開発公社）、整備工事
長尾杉線	用地再取得（土地開発公社）、整備工事
枚方藤阪線	用地再取得（土地開発公社）、整備工事

（5）京阪本線連続立体交差事業

枚方公園駅付近から香里園駅付近間の鉄道の高架化を行い、踏切を除却することにより、交通渋滞や事故の解消、都市交通の円滑化および分断されていた市街地の一体化を図ります。

令和6年度は、事業用地の買収も概ね完了し、令和4年度より着手している鉄道高架化工事の更なる展開に先立ち、地下埋設物等支障物件の移設、埋蔵文化財調査及び付替え道路の設計、測量などを行いました。

（6）光善寺駅周辺まちづくり事業

光善寺駅西地区にて、組合施行の市街地再開発事業による都市計画道路北中振線及び駅前広場と施設建築物の一体的な整備を図るため、本市は当該組合に対し、財政的・技術的支援を行っています。

令和6年度は、令和5年度に開始した2街区建築敷地の文化財調査や既存建築物の解体工事を6月末までに完了しました。その後、7月に2街区施設建築物の建築工事に着手し、令和9年7月の完成をめざします。

（7）建築協定・まちづくり支援事業

建築協定制度は、地域の住民が地域の特性を生かし、自発的に建築基準法の基準以上のルールを取り決め、良好な住環境を保全することを目的として、お互いに守り合う制度です。

建築協定を結ぼうとする地域及び協定の更新を控えた地域に対する職員による出前講座や、自治会などの建築協定の締結を推進されてきた組織に対して印刷費、郵送費、看板製作費等の補助を行う「建築協定締結補助金制度」により、積極的に地域の自主的なまちづくりを支援しています。令和7年3月31日現在、協定締結地区数は37地区です。

⇒第4部資料編 P79：建築協定地区一覧

（8）地区計画制度の運用

より良好なまち並みの形成や保全を図るため、地区の状況や特性に応じて定められた地区計画制度を運用し、届出の審査、勧告を行います。令和6年度は地区計画の区域内における行為の届出が39件ありました。

【2】美しいまちなみの確保

主な取り組み

（1）プラごみ削減・ポイ捨て防止推進事業

市民・市民団体・事業者・行政が連携・協力し、プラスチックごみ等ポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた4Rの取り組みを推進するため、協力店舗で啓

発ポスターを掲示しました。

(2) 公共場所のアダプトプログラム事業

環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより行う地域環境美化活動を推進することを目的に、平成13年度から「アダプトプログラム」を試行し、平成14年から本格実施しています。

令和6年度は、62団体が道路や緑地帯などの公共の場所において、清掃や花の植栽などの美化活動を行いました。また、清掃活動に対し、本市は、ごみ袋の配布や、ごみ回収等の支援をしました。

また、大阪府アダプト・プログラム38団体や、国のボランティアサポートプログラム3団体の清掃活動について、本市は、ごみの回収等の支援を行いました。

① 公園アダプト制度推進事業

地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく「公園・緑地のアダプト制度」を推進し、地域環境美化活動を実施しています。

令和6年度の登録団体は175団体で、234か所の公園において活動しています。

(3) まち美化啓発事業

市民の環境美化に関するモラル向上と快適な生活環境を確保するため、ポイ捨て防止キャンペーン、ポイ捨てや犬のふん放置を防止する啓発看板の配布、広報ひらかたの活用など、環境美化に関する様々な啓発活動を推進しています。

令和6年度は、ポイ捨て防止の啓発看板を116枚、犬のふん放置禁止の啓発看板を171枚配布したほか、市民団体が行う、犬のふん放置ゼロをめざすイエローカード作戦の支援を行いました。

(4) 歩きたばこ対策推進事業

枚方市路上喫煙の制限に関する条例の周知を図るとともに、路上喫煙禁止区域の周知等の啓発を行っています。

令和6年度は、歩行喫煙防止啓発看板を19枚配布し、路上喫煙による迷惑行為や吸殻ごみのポイ捨ての防止に努めました。

(5) 環境美化推進事業

天野川、船橋川及び穂谷川の清掃活動を「ひらかたクリーンリバー」と位置付け、清流の復活、環境保全意識の向上等を目指し、本市や各主催者が募ったボランティアにより、河川敷のごみを拾う清掃活動を実施しています。

本市及び府枚方土木事務所は、軍手やごみ袋の支給、処分等を支援として行っています。

<令和6年度の各清掃活動の概要>

清掃活動名	実施日	概要
天の川クリーン&ウォーク	令和6年10月26日	校区コミュニティ協議会・学校・市民団体・企業等で結成した天の川再生実行委員会の主催で実施しています。本市と大阪府は、事務局として参画・支援しています。
船橋川クリーンリバー	令和6年10月5日	枚方企業団地協同組合の主催で、下田近橋から国道1号線にかけての清掃を実施しています。
穂谷川クリーンリバー	令和6年11月3日	牧野駅から穂谷川橋は本市と大阪府の共催により、長ヶ嶽橋から出屋敷橋は地域住民により、実施しています。

(6) 良好なまちなみ形成事業

地域の特性を活かした個性と魅力ある景観形成を行うため、景観計画及び景観条例に沿った良好な景観形成をめざします。また、屋外広告物条例の周知・啓発のほか、枚方宿街道沿いに残された貴重な町家の保全や歴史的な修景について支援します。

令和6年度は、枚方市屋外広告物条例制度の周知及び安全啓発を推進するため、京阪枚方市駅・宮之阪駅周辺で広告物を掲出している店舗を対象にパトロール活動を行いました。専門的知識を有する景観アドバイザーの助言を聴くことのできるアドバイザー会議を2回開催しました。

(7) 空き家・空き地対策推進事業

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要とされています。

令和6年度は、令和4年度から引き続き実施したモデル事業において、協力事業者と共に空き家等所有者への意向調査を実施するなど、地域の課題解決につなげる取組みを行うほか、本市と連携している枚方信用金庫では、空き家所有者への支援を目的として市内の全支店に相談窓口を設置しています。

補助制度の利用拡大については、広報誌に加え SNS を活用した周知を行うなど、空き家の利活用促進を図るとともに、郵便局や民間窓口でのリーフレット配布、イベント出展、並びに、例年開催している空き家セミナーでは、所有者等の不動産に関する情報提供や相談を通して、更なる周知・啓発に努めました。

(8) 不法投棄防止対策事業

不法投棄を防止するため、不法投棄多発地域を中心に、定期的なパトロールの実施や、啓発看板の配布を行っています。

(9) 不法屋外広告物対策事業

屋外広告物法など関連法令に基づき、まちの美観を損なう不法屋外広告物の対策を推進しています。

令和6年度は、不法屋外広告物追放推進団体・推進員制度により不法屋外広告物65枚を撤去しました。

【3】良好な生活環境の確保

主な取り組み

(1) 公害防止啓発事業

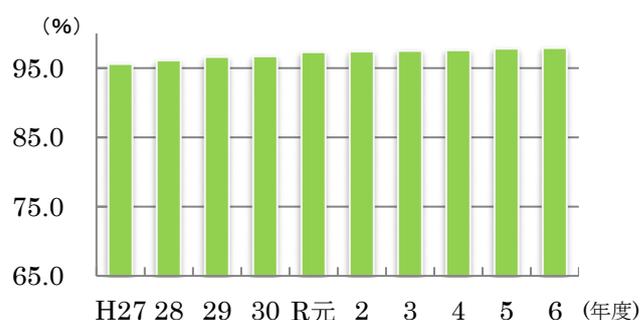
市民の水環境への関心を高めるため、広報ひらかたの活用、学習会や各種イベント等の開催を通して啓発事業を行っています。本市の河川や大気の状態についての情報を発信し、市民一人ひとりの意識の向上を促すことで水環境等の更なる改善を図っています。

(2) 公共下水道（污水）整備事業

下水道事業は、トイレの水洗化など生活環境を向上させるだけでなく、水路・河川などの公共水域の水質改善を図り、快適な水環境を創造するなど、市民生活に欠くことのできないライフラインとして、重要な役割を担っています。

令和7年3月31日現在の公共下水道整備人口普及率は97.9%で、整備面積は3,499ha、整備人口は383,541人となりました。

＜公共下水道整備人口普及率の推移＞



⇒第4部資料編 P84：流域関連公共下水道別整備状況

(3) 生活排水適正処理啓発事業

公共下水道や浄化槽で処理されず、河川や水路に流される炊事、洗濯や入浴など日常生活に伴って排出される生活排水が、水質汚濁の要因となっています。

こうした生活排水の適正処理に関する基本的な方針や取り組みを定めた「枚方市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月改定）に基づき、公共下水道の整備や公共下水道への未接続家庭の解消、生活排水に関する啓発などを推進しています。

令和7年3月31日現在の生活排水適正処理率は99.2%となりました。

(4) 保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進

雨水の流出抑制及び舗装面の温度上昇の抑制のため、道路を整備する際は保水性・透水性に優れた材料を使用しています。

令和6年度は、枚方藤阪線の車道部分に排水性舗装を行いました。

(5) 公用車における電動車等の導入

「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を見据え、電動車等の計画的な導入と安全装備の標準化を図るため、令和4年度に策定した「枚方市電動車等導入指針」に基づき、公用車に電動車等の導入を計画的に進めています。

令和6年度は、5台の電動車*（電気自動車：5台）を導入しています。

*電動車…電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、ハイブリッド車

(6) 浄化槽の適正管理

浄化槽は、微生物の働きを利用してし尿等の汚水を浄化する施設で、下水道の未整備地域等に設置されます。戸建住宅で利用する小型のものから住宅団地や集合住宅の建設に伴って設置される大規模なものまで、様々な大きさのものがあり、定期的な維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の原因となることから、浄化槽法では適正な維持管理が義務付けられています。

そのため、同法に基づく浄化槽の設置の届出等の受理や保守点検や清掃、法定検査等、適正な維持管理の指導・啓発を行うとともに、平成26年4月に「枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、登録要件を満たす業者に登録証を交付しています。

令和6年度は浄化槽の設置届出15件、廃止届出201件、休止、変更その他届出70件を受理しました。

(7) 事業者への公害防止の指導

① 事業者への公害防止の指導（水質）

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び枚方市公害防止条例に基づく届出等の審査を行うとともに、公共用水域へ排水する工場及び事業場に対し、立入検査や排水基準の遵守状況の確認を行っています。下水道区域は、下水道法や枚方市下水道条例に基づき届出等の審査を行うとともに、立入検査や排除基準の遵守状況の確認を行い、適切な指導を行い、良好な水環境の保全を推進します。

地下水汚染は、工場や事業場などで使用する有害物質によるもの、不法投棄された廃棄物から発生したもの、天然に存在する物質によるものなど様々であり、汚染の広がる経路は地盤環境の状況によって変化するため、汚染原因と範囲の特定は困難であり、継続的な地下水質調査が必要です。また、汚染の浄化には多額の費用と長い時間を要するため、未然防止が重要であり、工場及び事業場で使用する有害物質の使用状況の把握や、適正な管理を指導し、地下水汚染の未然防止を図り、地下水汚染が確認された場合は、原因物質の使用履歴がある周辺の工場及び事業場に対し、敷地内の調査を行うよう指導しています。

⇒第4部資料編P84：地下水の浄化対策の概要

② 事業者への公害防止の指導（大気）

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の審査を行うとともに、特定施設等を設置する工場及び事業場に対して、立入検査や規制基準の遵守状況の確認を行っています。

併せて、浮遊粒子状物質や光化学オキシダント対策の一環として、大気汚染防止法に基づき、揮発性有機化合物の排出抑制に努めるよう指導を行っています。

また、ペット霊園に関して、火葬に伴う煙などの悪臭問題に対応するため、平成30年3月に「枚方市ペット霊園の設置等に関する条例」を制定し、防臭、防じん対策について火葬施設の設置時の許可や、移動火葬車に対しては届出制度の中で適正な指導を行っています。

③ 事業者への公害防止の指導（騒音・振動）

ア. 工場・事業場に対する規制

騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び枚方市公害防止条例に基づく届出の審査を行うとともに、特定施設等を設置する工場及び事業場に対して、立入検査や規制基準の遵守状況の確認を行っています。

本市では、指定した地域において時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めており、大阪府生活環境の保全等に関する条例により、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない地域や特定施設を有しない工場及び事業場にも範囲を広げて規制しています。

イ. 建設作業に対する規制

騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、くい打機などによる著しい騒音または振動を発生する作業を特定建設作業として、規制基準を定め、事前の届出を義務付けています。

特定建設作業の届出段階で審査を行い、低騒音・低振動工法の採用や防音・防振対策などの指導を行っています。

ウ. 建築物の解体工事に伴う事前周知

建築物の解体工事に伴う騒音、振動、粉じんなどによるトラブルを未然に防止するため、「枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱」を平成20年10月に施行しました。

建築物の解体工事を実施する際には、解体床面積の合計が80㎡以上のもの又は特定建設作業実施の届出を伴うものについて、本要綱に基づき、事業者に対して標識の設置と周辺住民等への周知を指導しています。

④ 事業者への公害防止の指導（土壌汚染・地盤沈下）

ア. 土壌汚染対策

土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会を捉え土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けています。

調査の結果、土壌汚染が判明した区域は、公表するとともに、市のホームページに区域情報を掲載しています。また、人の健康被害が生じるおそれのある区域については、汚染の除去など必要な措置を指導しています。

イ. 地下水採取規制

枚方市公害防止条例では、地盤沈下防止のため、地下水の採取規制を行っています。

平成26年4月に、地下水採取について許可制から届出制へ移行し、採取量の削減努力の対象を動力を用いて地下水を採取するすべての揚水施設設置者としました。届出対象の揚水施設の設置者に対しては、揚水施設の用途等に応じて、構造上の基準や、地下水採取量の報告義務のほか、地下水位の測定・記録及び報告義務を規定し、市と採取者による地盤環境の監視を行っています。

⑤ 事業者への公害防止の指導（化学物質）

ア. 化学物質管理制度

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下P R T R法）や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場及び事業場から環境中に排出された化学物質等を把握するとともに、立入検査等により化学物質の適正管理・使用について指導を行っています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、化学物質の管理計画、管理目標の決定及び達成状況の届出や取扱量等の届出について定め、化学物質による環境リスクのさらなる低減を図っています。

イ. アスベスト対策

アスベストについては、平成17年6月の健康被害の報道を契機に大きな社会問題となったことから、国によるアスベスト対策により、現在では、アスベスト製品の製造が全面的に禁止されています。

アスベストはその特性から、昭和30年代以降、ビル等に耐火、耐熱、防音などの目的で大量に使用されていた時期があり、それらの解体時における飛散を防止するために、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工事前のアスベストの使用の有無の事前調査並びにアスベストを使用している建築物等を解体、改造及び補修する際に、事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守等が義務付けられています。事前届出の1つである、アスベスト除去に関する作業実施届出が提出された場合には、事前に立入検査を実施し、作業基準の遵守状況等を確認するなど、飛散防止対策の徹底を図っています。また、令和2年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律が公布され、段階的に規制が強化されるものについて事業者への周知に努め、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底させることで、さらなる環境リスクの低減を図っています。

（8）環境監視事業

① 水質の環境監視

河川及び地下水の水質を調査することにより、水質の状況や環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行っています。

② 大気環境監視

継続的に市域の大気汚染状況を監視することにより、大気環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行っています。

③ 騒音の環境監視

環境における騒音や振動の調査を行うとともに、ホームページで情報提供を行っています。道路に面する地域で7地点、一般地域で8地点の環境騒音モニタリング調査を実施し、7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表しています。

④ 地盤沈下の環境監視

地盤沈下の状況を把握するため、水準測量の実施及び地下水位を監視するとともに、ホームページで情報提供を行っています。3年に1回水準測量を実施しており、令和3年度に市内42地点の一級水準点の測量を行ったところ、すべての地点で大きな変動はありませんでした。

⑤ 有害物質等の環境監視

有害大気汚染物質やダイオキシン類、アスベスト濃度を調査することにより、環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行っています。

⇒第4部資料編 P70～71：環境中の化学物質の状況